

オーストリア立憲主義の展開

——厳しい時代的潮流の中で（1848年～1934年）——

奥 正 嗣

目 次

はじめに

第1章 初期立憲主義の確立 (1848年～1851年)

1. ピラースドルフ憲法 (1848年4月25日)
2. クレムジール憲法草案 (1848年～1849年)
3. 「欽定3月憲法 (シュタディオン憲法)」と「基本権勅令」 (1849年3月4日)

第2章 君主的統一国家 (新絶対主義) (1852年～1867年)

1. 1852年の憲法原理 (新身分制的制限君主制) (1851年12月31日の「大晦日勅令 (Silvesterpatent)」)
2. 1860年の変革
3. 1861年の「帝国憲法」
4. 1865年～1867年の「憲法停止」

第3章 オーストリア・ハンガリー二重君主国 (1867年～1918年)

1. 5つの国家基本法
2. オーストリア連邦憲法との関連
3. 大日本帝国憲法 (明治憲法) との比較
4. 1867年憲法から1920年連邦憲法へ

第4章 オーストリア1920年連邦憲法

1. 1920年連邦憲法成立史
2. クレムジール憲法草案 (1848年～1849年) と1920年連邦憲法の比較
3. 1920年連邦憲法と1925年改正および1929年改正

はじめに

オーストリアは、1848年の革命以降、1848年「ピラースドルフ憲法」、1849年「クレムジール憲法草案」、1849年「欽定3月憲法（シュタディオン憲法）と基本権勅令」、1851年「大晦日勅令」、1860年「10月親書」、1861年「2月勅令」、1865年「憲法停止勅令」、1867年「12月憲法」、1919年「暫定憲法」、1920年「連邦憲法」、1925年「連邦憲法改正」、1929年「連邦憲法改正」へと順々に、時には逆戻りを伴いながら、立憲主義的要素・思想が受け継がれ、厳しい時代の中を生き延びていった。1934年には、ナチズムを基礎とする憲法（「5月憲法」）が成立し、1929年連邦憲法は一時失効するが、1945年5月1日、オーストリア仮政府は、「1929年の本文における連邦憲法の新たな有効性に関する憲法」（憲法経過法）を發布し、1929年憲法を復活することを宣言した。かくして、第二次大戦後のオーストリアにおいては、1929年憲法が行われることになった。

本稿では、ピラースドルフ憲法が發布された1848年から1929年連邦憲法が失効する1934年までの時期を取り扱う。特に、1848年のオーストリア3月革命の影響を受けて生まれ、ハプスブルク帝国の時代にありながら国民主権主義を宣言するなど、当時のオーストリア国民の“熱き思い”が込められたクレムジール憲法草案が、欽定憲法も含めてそれ以降の諸憲法、特に、ケルゼンが“思いがけない類似性”を有すると指摘した1920年連邦憲法に、さらに現在のオーストリア連邦憲法に脈々として生き続けているということは注目に、それ以上に、感動に値する。以下、諸憲法の特徴を概観しながらオーストリア憲法史を考察する。

第1章 初期立憲主義の確立（1848年～1851年）

1848年から1851年までの期間は短いですが、その期間は、それ以降のオーストリアの憲法発展にとって指導的な意義を有している。初めて、しかも、帝国議会の憲法審議を通じて、広くかつ深く、現代の立憲主義国家の諸原則・諸問題が

議論されていったからである。ここでの考え方や概念に関しては、一部は外国からの継受あるいはその修正であり、また一部は自ら新たに作り出されたものであった。そうした思考方法や概念は、後々まで、すなわち、19世紀の立憲主義の展開や、さらにはケルゼンらによる20世紀の憲法論議に影響を与えていくことになる。

1. ピラースドルフ憲法（1848年4月25日）

(1) 憲法制定の経過

1848年のパリ2月革命の影響を受け、1848年3月13日にウィーンで革命が勃発した。1848年3月13日の下オーストリア領邦議会が、ウィーンにおける革命に決定的な弾みを与えた。この領邦議会の構成メンバーは、そのほとんどが聖職者・貴族であった。そこで、市民・学生は、領邦議会のリベラル派を巻き込んで、この状況を改善しようと議会に請願デモを行った。このデモが、出版の自由、良心の自由、陪審制度、民族の自決、メッテルニヒ打倒、市民の即時武装、憲法要求へとエスカレートしていく。これに軍が発砲し、さらに市外区へと暴動が拡大していった。3月13日、3月前期（Vormärz）の安定的システムの権化としてのメッテルニヒは失脚し、3月15日の勅令で検閲が廃止され、皇帝フェルディナント1世は、3月15日付勅書で、「祖国の憲法制定を目的として、すべての領邦議会の代表者たちおよびロンバルディア・ヴェネツィア王国の各王国議会の代表者たちを市民階級の代表を増強して可能な限り短期間に召集する。」という意図を表明した。それに基づき、すべての領邦が関与するところの「領邦の中央委員会」が作られ、下オーストリアの議長の下、4月10日から17日にウィーンで召集された。その「領邦の中央委員会」と協力して、政府は、特に内相ピラースドルフは、「オーストリア帝国の憲法」として、いわゆるピラースドルフ憲法を制定し、皇帝の裁可も受け、1848年4月25日の勅令で公布された。ピラースドルフ憲法の制定に関しては、ドイツ諸領邦や1831年のベルギー憲法が手本となった。

(2) ピラースドルフ憲法の内容

国家権力の担い手は皇帝であり、皇帝の地位は神聖にして不可侵である。王位は、ハプスブルク＝ロートリンゲン家の1713年4月19日のプラグマティシェ・ザンクツィオン（pragmatische Sanktion）（国事詔書）によって、世襲のものとして宣言された。立法権は皇帝と帝国議会が共同で行使した（両院の承諾と皇帝の裁可）。帝国議会は二院で構成された。下院は民主的要素を代表する役割を期待されており、あらゆる国家市民の利益を代表するところの選挙によって組織されるべきものとされており、詳細は選挙法（Wahlordnung）の定めにて委ねられていた。国の立法に対する領邦の関与権については、後のクレムジール憲法草案などとは異なり、未だ規定されていない。憲法は、信教の自由、良心の自由、人身の自由、言論・出版の自由、検閲の禁止などの基本権カタログを持ち、その当時の状況からすれば進歩的だという印象を与えた。しかし、これら基本権規定は国家目標規定にとどまっていた。

以上のように、ピラースドルフ憲法は、君主の強力な地位、国（領邦に対して）の立法権の独占など、絶対主義時代や3月前期時代の制度の枠を抜け出せない面もあったが、他方、国家市民的権利と人間的権利を区別する基本権カタログなど、初期立憲主義憲法の枠を超えるものもあった。

(3) 「嵐の請願」とピラースドルフ憲法の修正

ピラースドルフ憲法の公布については、心から祝福され、押し付けられたという事実についても、ほとんど批判が無かったといわれている。ただ、二院制については、上院はもちろんのこと下院についても、国民の意思を適切に反映することができないのではないかという懸念があり、新たな紛争の火種を抱えていた。その懸念が、遂に、1848年5月9日の帝国議会選挙法の公布によって現実のものとなり、批判へと高まっていった。財産のある市民に有利で、労働者階級が政治的意思形成に関与することを締め出すところの階級選挙であったからである。かくして、5月15日、一院制、選挙法の改正など、新しい憲法と選挙法を求める「嵐の請願」と呼ばれる一大デモが行われた。この「嵐の請願」を前にして、皇帝、内閣も譲歩を余儀なくされ、1848年4月25日のピラー

スドルフ憲法は臨時の一時的な措置であったことが宣言され、議会と皇帝との合意によって新たに憲法を制定していくことが決定された。「嵐の請願」の翌日である5月16日、皇帝声明によって、上院の設立が断念され、下院のみの憲法制定帝国議会に向けて帝国議会議員を選出すべきことが宣言された。

2. クレムジール憲法草案 (1848年～1849年)

(1) 憲法制定の経過

新たな帝国議会選挙法に基づき選出された議員から成る憲法制定帝国議会が、6月3日の皇帝声明に基づき、1848年7月22日、初めてウィーンで厳かに召集された。ところが、10月、帝国軍隊が、ハンガリーを攻めるクロアチアのイエラチッチ将軍を支援するために派遣された。そしてこの独立をめざすハンガリーへの同情がウィーンで10月6日の蜂起、すなわち「ウィーン10月革命(ウィーン・プロレタリア革命)」を引き起こしたのであった。このウィーン10月革命によって、11月15日、帝国議会はモラヴィアのいなか町クレムジールに移され、1848年11月22日の開会から1849年3月4日の解散に至るまで実に108回(クレムジールでは47回)の会議を行いながら続くことになる。

(2) クレムジール憲法草案の内容

1848年から1849年にかけて作成されたクレムジール憲法草案は、国民主権原理に基づいており、「すべての国家権力は、国民から発する。」という規定が、クレムジール憲法草案の基本権規定の冒頭に置かれている。クレムジール憲法草案は、ピラースドルフ憲法よりも、内容的により豊かで、より熟慮がなされ、より独創的だという評価がなされている(ブラウネーダー)。また、内容的に見て、時代にはるかに先んじていたという評価も存する(アダモヴィツヒ)。さらに、クレムジール憲法はその民主的な内容において1867年憲法を超えている、クレムジール憲法はすでに社会権を規定しているとも指摘されている(レーナー)。クレムジール憲法草案は、確かに法にはならなかったが、その熱き思いが将来のオーストリアの憲法発展にとって決定的な影響を与えていくことになった。ケルゼンが指摘するように、クレムジール憲法草案と1920年連邦

憲法との間の“思いがけない（意図的にしたものではない）（unbeabsichtigt）類似性”が注目される。

クレムジール憲法は、国民主権原理とともに、連邦主義原理を基礎に置いていた。この点、ピラースドルフ憲法と対照を成している。「帝国中央政府権力」と「邦権力」を区別し、立法権と行政権につき両者に分属させている。司法権は帝国に属していた。帝国議会（Reichstag）は二院制で「庶民院（国民を代表する院）」と「地方院（邦を代表する院）」とで構成された。庶民院は、納税額による制限があったが、満24歳以上のすべての男子市民から直接選ばれた議員から成り、他方、地方院は、各邦および民族的に区分された各郡からの代表者で構成された。各法律は、両議院の一致の議決と皇帝の裁可を必要とした。しかし、特別多数による法律の再議決があれば、皇帝は裁可を拒むことはできなかった。それゆえに、皇帝は自己の憲法上の地位ないし権利が侵害された場合を除き、一時的な停止的拒否権しか有せず、長期にわたって法律の成立を阻止することはできなかったのである。行政権は皇帝のみに帰属したが、帝国政府の監督に服するところの各大臣によって行使するものとされた。司法権に関しては、「司法」の「行政」からの分離・独立が明白に強調され、独立性を持った国家機関としての裁判所が担当した。特に、帝国最高裁判所（Oberstes Reichsgericht）は、国民の憲法上の権利の侵害ゆえの補償（賠償）を求める訴え、中央行政権と邦行政権との権限争い、邦と邦との間の争い、大臣・総督などに対する訴えなど、通常の裁判所の系列外にあって、憲法裁判所としての機能を期待されていた。同時にまた、クレムジール憲法草案においては、1848年のピラースドルフ憲法を超えるところの包括的な基本権カタログが考慮に値し、後の「国民の一般的権利に関する1867年12月21日の国家基本法」に多くの点で模範となっていく。

(3) 王朝の勝利

クレムジール憲法草案は、結局のところ、皇帝の裁可を受けることができなかった。その理由として、クレムジール議会は反乱を起こしたハンガリーとロンバルディア・ヴェネツィアの諸邦を除外したゆえに、皇帝フランツ・ヨーゼ

フの目的とする帝国の統一という理念に合致しないものであったという点、フランツ・ヨーゼフ自身、「王権神授説」の熱狂的な信奉者であったという点、ラデツキーとヴィンディシュグレーツの軍事的勝利によって宮廷が自信を取り戻していたという点、過激な暴力行為へのエスカレートによって、特に市民層において静穏や秩序への逆戻りが待望されていたという点、クレムジール議会の指導的議員たちも、憲法（Verfassung）はその当時にとっては決して政治的現実に相応したものではなく、将来において示されるべき文書（Dokument）という形で審議の成果を残すことを頭の中に描いていた点などを挙げるができる。

クレムジール帝国議会は、ハンガリーを含めたすべてのオーストリア帝国を代表していないという理由で、1849年3月4日に解散させられ、同日、シュタディオ内相起草によるオーストリア帝国のための新たな帝国憲法「欽定3月憲法（シュタディオン憲法）」が「基本権勅令」とともに発せられた。自由主義的色彩は一步後退し、再び初期立憲主義政治体制に後戻りすることになる。

（4）クレムジール憲法草案の意義

クレムジール憲法は、その当時としては画期的な国民主権主義を宣言し、この国民主権主義と伝統的な君主制をいかに調和させるかにつき苦慮する様子がひしひしと感じられる。同時に、多民族問題に対する配慮も随所に見られる。さらに、1849年欽定3月憲法、1867年12月憲法を経て、現在のオーストリア連邦憲法へと連綿と続く立憲主義思想の大きな流れも感ずることができる。後に第4章2.で考察するように、クレムジール憲法と1920年連邦憲法との驚くべき一致ないし類似点も見出しえる。

① クレムジール憲法の民主的・立憲的要素と君主的要素

クレムジール憲法の民主的・立憲的要素として、次の事項を挙げるができる。すなわち、すべて統治権は憲法に従って行使され（31条）、皇帝の権限も憲法によって定められる（41条）。皇帝、新皇帝（皇位継承者）、摂政は、憲法および法律に従って統治することを宣誓する（43条・57条・61条）。さらに、皇帝の統治行為につき、大臣助言制によって大臣が帝国議会に対して責任

を負う（44条）。王室費についても、帝国議会によって確定する（55条）。法律案を皇帝が拒否した場合には、帝国議会を解散し、国民の新たな意思を問うものとされている。そして、新たな議会で法律案が再議決された場合は、皇帝は法律案の裁可を拒むことはできない。この意味において、皇帝の拒否権は、「停止的」意味しかない（88条）。憲法改正につき、帝国議会を解散し、国民の新たな意思を問い、新たな帝国議会によって憲法改正を行う（158条）。しかもこの憲法改正帝国議会の定足数・議決数ともかなり加重されている（159条）。

帝国のすべての歳入・歳出・国家債務につき、帝国議会（庶民院：下院）の議決を要する（142条）。また、租税法律主義も定められている（143条）。国家による債務引受け・保証も法律の根拠が必要とされる（145条）。会計検査院は存在しなかったが、帝国議会による毎年度の会計審査制度は存在した（147条）。

他面、クレムジール憲法の君主的要素も温存された。すなわち、皇帝は神聖不可侵で統治権の行使について責任を負わない（42条）。また、皇帝の憲法上の権限を縮小するいかなる憲法改正もできない（160条）。この意味では皇帝の「絶対的」拒否権が存在する。また、摂政が置かれている間は、皇帝の権限を縮小するいかなる憲法改正もできない（62条）。皇帝は、帝国大臣の任命（64条）も含めての人事高権（45条）、統帥権（45条）、法律の裁可・公布権（46条）、宣戦布告・条約締結権（47条）、帝国議会召集・解散権（49条）、恩赦（49条）、栄典の授与（53条）、貨幣鑄造権（54条）を有していた。

② クレムジール憲法と多民族問題

オーストリア帝国は多民族国家ゆえに、すべての民族の平等、言語の平等が保障される（19条）。さらに、オーストリア領域内のすべての外国人の身体と財産が保障される（156条）。民族的なまとまりを考慮して「郡（Kreis）」を創設した（3条）。郡は自ら課税徴収権を有する（127条）。郡議会は、教育制度につき、諸言語を公平・平等に扱わねばならない（126条）。また、民族問題解決のため、邦は、仲裁裁判所を設置することができる（113条）。邦は、邦議会議員の選挙に際して、選挙区につき民族を考慮して決定しなければならないものとされた（112条）。邦議会は、言語の平等の下に公開される（112条）。ただ

し、邦は、行政権の主体としては国の一部であり、固有の行政権を有しなかった（102条）。

③ 人権保障と憲法裁判所

人権に関しては、伝統的な自由権ばかりではなく、すでに、「公教育の無償性」を規定し、社会権としての「教育を受ける権利」を保障しているのが注目される（基本権規定17条）。

帝国最高裁判所は、憲法裁判所としての機能を有し、国民の基本権侵害に対する補償（賠償）の訴えの裁判管轄権を有した（138条・140条）。しかし、憲法裁判所として、法律の違憲性審査権、命令の違法性審査権を有するものとは位置づけられていない。

3. 「欽定3月憲法（シュタディオン憲法）」と「基本権勅令」（1849年3月4日）

(1) 憲法制定の経過とその内容

クレムジール帝国議会は、ハンガリーを含めたすべてのオーストリア帝国を代表していないという理由で1849年3月4日解散させられ、同じ3月4日、シュタディオン内相起草によるオーストリア帝国のための新たな帝国憲法「欽定3月憲法（シュタディオン憲法）」が「基本権勅令」とともに発せられた。この1849年憲法が、クレムジール憲法の発効を妨げ、さらに1848年憲法（ピラースドルフ憲法）に取って代わってしまったのである。

1849年帝国憲法すなわち、欽定3月憲法（シュタディオン憲法）は、その形式と構成においてクレムジール草案を非常に模範としていた。そのことは、内閣が、クレムジール草案を、新たな憲法策定の基礎に置いていたことに由来する。クレムジール草案のほとんどすべての制度が、1849年憲法に修正されながら再現されていく。しかし、基本的に、国民主権の原理は、君主的正統性の原理によって排除された。憲法は議会の承認を得ずに押し付けられ、立法における君主の絶対的拒否権が復活した。君主の地位の優位は、特に行政権において示される。執行権は、「排他的」かつ「不可分」に、皇帝に留保されていた。たとえ、皇帝から執行権の委任がなされても、委任の撤回が可能であった。ま

た、こうした執行権の一部として、皇帝の緊急勅令権がここに初めて規範化された。後の、「帝国の代議制度に関する1867年12月21日の国家基本法」に多少修正されながら、緊急勅令権として再現することになる。帝国評議会 (Reichsrat) は、皇帝の人格に関係づけられ、クレムジール草案のように単なる大臣の助言機関ではなく、皇帝の助言機関でもあった。

帝国議会 (Reichstag) は、クレムジール草案におけるように、「庶民院 (国民を代表する院)」と「地方院 (邦を代表する院)」とで構成された。しかし、皇帝の強力な法的地位によって、議会は背後に追いやられていた。

司法は、行政とは明確に分離された。領主裁判権が廃止され、今や国家が管轄する裁判所が存在するに過ぎない。今日の裁判所組織の基礎が作られた。司法権は、ピラースドルフ憲法およびクレムジール憲法草案と同様、自主独立の裁判所に委ねられ、皇帝の名の下、判決が言い渡された。クレムジール憲法草案からほとんど変更なく、帝国裁判所 (Reichsgericht) (=憲法裁判所) の制度も受け継がれたが、結局は実現されずに終わった。裁判所と並行して検察庁も構築された。特に、検事総長は、「法の統一と法の正しい適用についての最高の監督者」であり、しかも、彼は、さまざまな邦における司法の均等性について、特に顧慮することが要請されている。ここにおいても、全国家領域で国家権力を統一しようとする意図を見て取ることができる。また新たに、国家財政をコントロールするところの最高会計検査院 (Oberster Rechnungshof) が設けられた。

帝国憲法の基本権規定、およびツィスライタ (ドナウ支流のライタ川以西。ハンガリーを除いたオーストリア部分) にのみ適用される「基本権勅令」についても、クレムジール憲法草案の影響を否定することはできず、それゆえ、1848年のピラースドルフ憲法の基本権規定をはるかに超えていた。クレムジール帝国議会における「基本権草案」を何度も手本にしたこれらの基本権カタログは、後に、「国民の一般的権利に関する1867年12月21日の国家基本法」の公式化に際して、大いに模範となっていた。

この1849年3月4日の帝国憲法は、クレムジール憲法草案に対する政府の反

対草案に基づいていたが、立法権を帝国と邦に分属させる、帝国立法権を皇帝と帝国議会に分属させる、帝国議会を庶民院（国民を代表する院）と地方院（邦を代表する院）の両院で構成する、邦立法権を皇帝と邦議会に分属させる、大臣弾劾制、基本権の保障など、連邦主義的・自由主義的・民主主義的思想の影響を受けていたことに留意する必要がある。

(2) 1849年帝国憲法の破棄と1851年12月31日の「大晦日勅令」

1849年3月4日の帝国憲法（欽定3月憲法）（シュタディオン憲法）は保守的で中央集権的な性質のものであったにもかかわらず破棄され、それに代わって、1851年12月31日、「大晦日勅令」が發布され、その条項の下で、皇帝が最高権力を保持し、代議制は無くなっていく。立法権は皇帝に留保され、諸邦に対する絶対的支配形態も復活する。新しい種類の絶対主義（Neoabsolutismus）が始まることになる。

第2章 君主制統一国家（新絶対主義）（1852年～1867年）

1848年から1849年にかけての「ピラースドルフ憲法」、「クレムジール憲法草案」、1849年の「欽定3月憲法（帝国憲法）（シュタディオン憲法）と基本権勅令」は、立憲主義に基づいていたが、1851年の「大晦日勅令（Silvesterpatent）」、1860年の「10月親書（Oktoberdiplom）」、1861年の「2月勅令（Februarpatent）」、1865年の「憲法停止勅令（Sistierungspatent）」によって、再び皇帝の絶対的権力が復活した（新絶対主義）。しかし、決して「3月前期（Vormärz）」の時代に逆戻りしてしまっただけではない。「3月前期」の時代は、フランツ1世（1804年～1835年）、フェルディナント1世（1835年～1848年）の「何も動かすな」「何も変えるな」という言葉に示されるように、変化を極度に嫌い、安定性の保持が統治の鉄則とされていた。この意味で、「静止性（Statik）」に特徴を持っていた。これに反し、1851年の「大晦日勅令」で採用された絶対主義は、国家制度を絶対主義の防護のために修正し、時代に適応させていこうとする皇帝の「意思（Wille）」や「エネルギー（Energie）」を感ずることができる。しかし、同時に、「新」絶対主義という言葉に示されるように、1848年革命の、さ

らには革命後の成果のすべてが破棄されたわけではなく、外見的立憲主義の特徴を備え、一部進歩主義的統治形態を有していた。後に詳しく見るように、対内的要因および対外的要因とも密接に関連し、時代によって、ある時は絶対主義的要素が、またある時は立憲主義的要素が強調された。論者によっても、特に「10月親書」の評価が分かれており、「君主的正統性」を強調するブラウネーダーと、「帝国評議会 (Reichsrat) (1861年からは、帝国議会)」の同意権 (議決権) を強調し、“本質的な進歩 (wesentlicher Fortschritt)” と考えるケルゼン、ヘルプリンクの対立が生じている。しかし、大きな流れで見ると、アダモヴィツヒが適切に指摘するように、政治が自由主義的 (liberal)、民主主義的 (demokratisch) な方向へと、憲法が立憲主義的 (konstitutionell) な方向へと、“段階的に (etappenweise)” 進展していったことは確かである。以下、この時代を考察する。

1. 1852年の憲法原理 (新身分制的制限君主制) (1851年12月31日の「大晦日勅令 (Silvesterpatent)」)

1851年12月31日に、フランツ・ヨーゼフ皇帝は、大晦日勅令を發布し、1849年帝国憲法は根本的にオーストリア帝国の状況にふさわしくなく、また、その規定も執行できるものではないという理由で、以前からの初期立憲主義政治形態を正式に終わらせ、新たな憲法的基礎を形作っていくことになる。

大晦日勅令で採用された政治形態は、1848年以前の絶対主義が現在の状況に適合するように修正された政治形態であって、新絶対主義憲法原則に基づいている。立憲主義的憲法原則と対比すれば、以下のようになる。

- ① 皇帝のみが国家権力の唯一の担い手である。国民の国家権力への関与は認められていない。議決権を有する国民代表機関は存在せず、諮問 (審議) 機能のみを有する身分制的審議機関が規定されているにすぎない。
- ② 保障される基本権も裁判上主張できるところの主観的公権ではなく、基本権保障も、国家の指導指針としての国家目標規定にとどまっていた。
- ③ 立法権と行政権との権力分立が破棄され、ともに皇帝に帰属することに

なった。中央省庁の再編や国家的事務の再配分が進み、行政権を担当するところの行政組織は、上から、皇帝—内閣—総督府—郡庁—地区役場—オルツゲマインデというヒエラルヒー構造をなす。司法権と行政権との権力分立も、一部（第一審につき）認められていなかった。

- ④ 司法権の独立は保障されていなかった。すなわち、判決を言い渡す裁判官は罷免可能であった。刑事裁判につき、陪審裁判所が廃止され、手続は糾問主義的かつ非公開であった。
- ⑤ 邦は、国家の単なる行政区であって自治行政権を有しないものとされ、諮問（審議）機関的な身分制的代表機関を有するものとされていた。
- ⑥ 市町村（ゲマインデ）については、執行機関としての市町村役員会（理事会）が政府による承認ないし任命に服するなど、自治権の制限がなされた。
- ⑦ ハンガリーを含めて帝国全体を通じた民事法・刑事法の統一が行われ（民事法につき1853年、刑事法につき1852年）、帝国諸邦の不可分一体性が強調された。

2. 1860年の変革

(1) 1860年3月5日の皇帝親書、1860年7月17日の皇帝書簡

1851年12月31日の「大晦日勅令」によってもたらされた新絶対主義は、2つの難問に直面する。1つは、戦争による国家財政危機であり、もう1つは、ハンガリーなどトランスライタ諸邦の抵抗である。皇帝は、1860年に親書や書簡を發布し、譲歩を示した。1860年変革のきっかけは、「帝国評議会（Reichsrat）」である。すでに1849年の「3月憲法」で作られ、この憲法で実現された唯一の制度ともいえる帝国評議会に関連して進められていった。1860年3月5日の皇帝親書によって、帝国評議会は、皇帝個人によって招集される「特別評議員（außerordentlicher Reichsrat）」によって「強化（補強，増員）」されるべきことが、命じられたのである。この「強化された帝国評議会」の「諮問・助言（Beratung）」に服すべきものとして、1. 国家予算の確定，国の決算の審査，国

債委員会 (Staatsschuldenkommission) の議案, 2. 一般的立法事項に属するあらゆる重要な議案, 3. 邦議会の議案, などがある。さらにその後, 「強化された帝国評議会」の権限が本質的に拡張することを余儀なくされていく。1860年7月17日の皇帝書簡によって, 新たな租税や負担金の導入, さらに, 直接税・消費税の現存税率の引き上げ, 法律行為的文書・書類・職務行為の現存料金率の引き上げ, さらにまた, 新たな借款 (起債) については, 戦争の危機の場合は別にして, 「強化された帝国評議会」の「同意 (Zustimmung)」を要することとされたのであった。

(2) 1860年10月20日の皇帝親書 (いわゆる「10月親書」)

「強化された帝国評議会」は, 事実上, 1860年5月31日から9月28日までウィーンで開催され, そこで審議された意見に基づき, 特に領邦貴族の影響のもと, 1860年10月20日の皇帝声明にひき続き, 同日, 永続的かつ変更不可能な国家基本法として, 「君主制の国内法的諸関係の規制に関する1860年10月20日の皇帝親書」(いわゆる「10月親書」)が発せられた。その冒頭において, 皇帝は, 1713年4月19日に皇帝カール6世(1711年~1740年)によって最終的かつ変更不可能なものとして確定され, さまざまな王国および諸領邦によって受け入れられた「国事詔書 (Pragmatische Sanktion)」に基づき, ハプスブルク王朝の下に存在する王国諸領邦は不可分不分離であることを確認した。そして, 立法および行政において臣民の参加を保障する意図で, 国事詔書と皇帝の絶対的権力に基づき, 次の事項を告知した。すなわち, I. 法律 (Gesetz) を制定し, 修正し, 改廃する権限は, われわれとわれわれの後継者によって, 法律に基づき召集された「邦議会 (Landtag)」, 「帝国評議会 (Reichsrat)」の「協力 (Mitwirkung)」のもとでのみ行使されうる。II. われわれのすべての王国諸邦に共通する権利・義務・利益に関わるあらゆる立法, すなわち, 貨幣・通貨・信用制度に関する立法, 関税および商業制度に関する立法, 発券銀行制度の基本に関わる立法, 郵便・電信・鉄道制度に関する立法, 将来の兵役義務の種類・方法に関する立法は, 「帝国評議会」において審議され, その「協力 (Mitwirkung)」のもと合憲的に処理されねばならない。また, 1860年7月17日

のわれわれの決定に従い、新たな租税や負担金の導入、特に塩の値段の引き上げをはじめとする既存の租税や料金率の引き上げ、および、新たな借款（起債）については、さらに、既存の国家債務の切り替え、国有不動産の売却・移転・負担については、「帝国評議会」の「同意（Zustimmung）」の下でのみ処理されねばならない。将来の国家予算の審査・確定、国の決算の審査、毎年の財政措置の結果の審査については、「帝国評議会」の「協力（Mitwirkung）」のもとでのみ行われなければならない。Ⅲ. 以上、Ⅰ・Ⅱ.に含まれていないその他あらゆる立法事項については、関係する「邦議会」において、ハンガリー王国に属する王国諸邦（トランスライタ諸邦）ではその憲法（Verfassung）の精神にのっとり、その他のオーストリア帝国に属する諸邦（ツイスライタ諸邦）ではその邦条例（Landesordnung）に従って合憲的に処理されねばならない。

さらにまた、ハンガリー王国諸邦を除きオーストリア帝国に属する諸邦（ツイスライタ諸邦）にあつては、特別に、それら諸邦を一つにまとめるための制度が考案されており、ツイスライタ諸邦にのみ関わる一定の事項については、基本的に帝国全体に関わりを持つ帝国評議会も、トランスライタ諸邦の関与なしに、帝国評議会の特別委員会（Engeres Gremium）という形で活動することができた（1861年からは、いわゆる狭い帝国議会（Engerer Reichsrat））。それゆえに、ツイスライタ諸邦が長年共同して処理し決定してきた事項については、これら諸邦の帝国評議会議員が帝国評議会の「特別委員会」に関与し、帝国評議会の「特別委員会」の「協力（Mitwirkung）」のもと合憲的に処理されねばならない。

以上の記述から理解できるように、ここにいう「協力（Mitwirkung）」は、審議権（Recht zur Beratung）のみであり、決議権（Zustimmungsrecht）を含むものではない。

(3) 「10月親書」への反発とその修正

「10月親書」による変革は、ハンガリーを含めた帝国全体の統一と各邦の自治を最優先する領邦貴族の意見を反映するものであった。それゆえ、一方では、ドイツ・オーストリア人リベラル派や帝国官僚、他方では、帝国の他の部分と

分離し、国家的独立性を有し中央集権化されたハンガリー王国を、また1848年4月11日当時のハンガリー憲法の復活を渴望するハンガリー人の反発するところとなった。かくして、ツィスライタ諸邦、トランスライタ諸邦を問わず、幅広い抵抗に会うことになる。特に、帝国評議会の権限が極度に小さいこと、貴族と聖職者が代表され過ぎていること、皇帝が事後に帝国評議会議員を任命する（皇帝任命に係る議員については、数的な制限が無かった。）ことによって帝国評議会の多数決関係を変えることができたこと、などが批判された。

10月親書において触れられていた帝国評議会は一度も召集されなかった。というのは、連邦主義的特徴を有していた10月親書が出てわずか数ヵ月後に既に、中央集権的精神につつまれた1861年2月26日の皇帝勅令が発せられたからである。

3. 1861年の「帝国憲法」

(1) 1861年2月26日の皇帝勅令（いわゆる「2月勅令」）（1861年帝国憲法）

「10月親書」は、その発布後4ヵ月経って、1861年の勅令（「2月勅令（Februarpatent）」）によって、一部修正を伴いながら実施されることになる。既に2.で述べたように、「10月親書」は領邦貴族の影響力が強すぎたため、多くの抵抗に直面する。それで、形式的には「10月親書」の実施という形で、しかし実質的には別種の新たな国家基本法が、1861年2月26日に出されたのであった。この2月勅令は、本質的に、大綱だけを定め細目は他の立法に委ねるところの外郭法（枠組法）（Mantelgesetz）であり、それによって、帝国および邦の立法に関わるいくつかの特別法が厳かな形式で告知され、国家基本法として布告された。「2月勅令」において、皇帝は、帝国全体に関して、次のものを明白に“わが帝国憲法（Verfassung unseres Reiches）”として宣言したのである。すなわち、「プラグマティシエ・ザンクツィオン（pragmatische Sanktion）（国事詔書）」、「10月親書」、その実施として新たに制定された「帝国代議制度に関する基本法（Grundgesetz über die Reichsvertretung）」、15の「邦条例（Landesordnung）」、15の「邦議会選挙法（Landtagswahlordnung）」などが、公布された。

この1861年「帝国憲法」は、立憲的意味における憲法と決して言えるものではなかった。1861年帝国憲法は、1849年帝国憲法と比較して、次の点を指摘できる。

- ① 実質的立法権ともいえる国王大権ゆえに、議会の機能を果たすべき帝国議会の広範な形式的立法権が制限を受けていた。
 - ② 帝国議会は二院とも国民から直接選挙されるわけではなく、また、邦議会も特権階級の特殊利益を代弁するにすぎないから、真の国民代表機関が存在しないという状態であった。
 - ③ 憲法裁判所が存在せず、また、何ら基本権カタログと言えるようなものも有していなかった。
 - ④ 司法権の独立の保障を伴うところの厳格な権力分立が存在しなかった。また、検察権については、刑事訴訟にのみその活動範囲が制限され、法の統一と司法の均等性保障という包括的機能を失った。
 - ⑤ 大臣責任制が存在しなかった。
- (2) 帝国代議制度に関する基本法（「帝国評議会」の「議決権」、「上院」と「下院」、「広い帝国議会」と「狭い帝国議会」）

① 「帝国評議会」の「議決権」

既に本章 1. 2. で概観したように、1851年12月31日の「大晦日勅令」以降、皇帝のみが唯一の立法権の担い手であったが、1860年7月17日に、特に1860年10月20日の「10月親書」によって、立法権が一部皇帝の手を離れ、立法権については3つの形態が生じていたのである。

第1に、「皇帝専属の立法権」がある。皇帝は、「国王大権」という形で実質的立法権を行使した。例えば「書簡 (Allerhöchstes Handschreiben)」などという任意の形式で一般的定め (Anordnung) を公布することが可能であり、後述 (第2, 第3参照) するように、「法律 (Gesetz)」(形式的意味の法律) というような一定の方式・形式を何ら必要とするものではなかった。「国王大権事項」は、明白に帝国評議会の関与を要すると認められない事項をすべて含んだ。① 外交, ② 国家と教会との関係, ③ 帝国軍制, ④ 高等教育制度, ⑤ 国内の治

安維持などを挙げるができる。

第2に、「皇帝が帝国評議会 (Reichsrat) の協力 (Mitwirkung) を得て行使する立法権」がある。次の第3に述べる事項を除くすべての「帝国評議会事項」がこの立法権の対象となる。ここでも、皇帝が唯一の立法権者であることに変わりがないが、皇帝は諮問機関としての帝国評議会に必ず諮問しなければならないものとされている。

第3に、「皇帝が帝国評議会 (Reichsrat) の同意 (Zustimmung) を得て行使する立法権」がある。1860年7月17日に規定された「帝国評議会事項」がこの立法権の対象になる。ここでは、皇帝と、単に諮問を受ける権利を有するだけではなく決議する権利を有するところの帝国評議会とがともに、立法権者である。1861年の「帝国憲法」の最も重要な部分を占める「帝国代議制度に関する基本法」(Grundgesetz über die Reichsvertretung)によって、第2で挙げた「協力 (Mitwirkung)」という立法形態が、この第3で挙げている「同意 (Zustimmung)」という立法形態に変わっていく。第1で挙げたところの皇帝のみが行使しうる「国王大権」が問題とされない限り、すべての立法が「帝国評議会の同意」を得て発せられることとなった。「帝国評議会事項」として、次の事項を挙げるができる。① 新たな租税の導入、既存の租税の引き上げ、② 新たな借款 (起債)、③ 国有不動産の処分(①～③については、すでに1860年7月17日の「皇帝書簡」以降、帝国評議会の同意が必要とされてきた)、④ 貨幣・信用・銀行制度、⑤ 関税および商業制度、⑥ 郵便・電信・鉄道制度、⑦ 兵役義務 (戦争ないし軍事行動に関するすべての事項ではない)、⑧ 国家財政 (予算・決算) (④～⑧については、1860年10月20日の「10月親書」で帝国評議会への諮問が必要とされ、1861年2月16日の「帝国憲法」の一部である「帝国代議制度に関する基本法」で帝国評議会の同意が必要とされた)。「帝国評議会事項」には、さらに、ツィスライタ諸邦が長きにわたって共同で処理してきた事項についての立法権、例えば、民事立法権、刑事立法権、市町村についての立法権、営業制度についての立法権も含まれる。

1861年以降においても、以前と同様に、1849年憲法にも見られた皇帝の緊急

勅令権 (Notverordnungsrecht) が存在していたが、帝国評議会は、今や、従来のような単なる諮問・助言機関ではなく、一貫した審議・議決機関として位置づけられ、国民から直接選挙された議員のみで構成されるわけではなかったが、議会 (Parlament) と称しうべき存在となったのである。外見的立憲主義 (Scheinparlamentarismus) の成立である (以上のように、1861年の「帝国代議制度に関する基本法」によって、ライヒスラート (Reichrat) は議決権を獲得し、新たな法的基礎づけがなされたので、1861年以降、ライヒスラートを「帝国評議会」から「帝国議会」へと訳を改めることにする。ブラウネダー、ヴァルターにおいても、「Parlament」という言葉を使っている)。

② 「上院」と「下院」

帝国議会は、上院 (Herrenhaus) と下院 (Abgeordnetenhaus) の二院から構成されるべきものとされた。国民から直接選挙された議員のみで構成されるわけではなかった。上院は、ハプスブルク家の成年の王子、皇帝が帝国議会議員としての栄誉を授与した国内の成年の大土地所有貴族、すべての大司教、領主の地位に相当する司教、国家・教会・学問・芸術に功績をあげ、皇帝によって終身の上院議員として任命された者から構成された。下院については、ハンガリー邦議会を含めて邦議会が、クーリエ (選挙人団) 別の直接選挙によって343人の議員を選び送り込むこととされていた。343人は、それぞれの邦に、その大きさに応じて配分された。しかし、邦議会による下院への代表派遣ができない例外的な状況が生じた場合には、皇帝は、当該の邦における邦民によるクーリエ別の直接選挙を実施することを命ずることができた (緊急選挙権)。

法律の発案権は、皇帝・政府だけでなく、上院ないし下院の議員も有していた。法律の成立には、帝国議会両院の一致の議決 (基本法の改正には3分の2以上、それ以外は過半数) と皇帝の裁可が必要である (皇帝の絶対的拒否権)。

③ 「広い帝国議会」と「狭い帝国議会」

「帝国代議制度に関する基本法」は、「狭い (enger) 帝国議会」と「広い (weiter) 帝国議会」とを分け、前者は、ハンガリー王国諸邦 (トランスライタ諸邦) の代表者を招集することなくオーストリアを中心としたツィスライタ諸

邦の代表のみで構成され、後者は、ハンガリー王国諸邦の代表者をも招集して構成された。「広い帝国議会」の活動範囲は、一般条項を用いて、「あらゆる王国諸邦に共通する権利・義務・利益に関わるあらゆる立法事項」と書かれている。そして、この条項に続き、軍制（兵役義務についてであって、帝国軍制全体については皇帝の大権事項である。）、貨幣制度、信用制度、発券銀行制度、関税制度、商業制度、郵便制度、電信制度、鉄道制度、帝国財政（予算・決算）の事項が列挙されている。「邦議会」の権限は、帝国代議制度に関する基本法それ自身においてではなく邦条例において限定列挙され、邦議会の審議・議決権も承認された。それゆえに、「広い帝国議会」あるいは「邦議会」の権限に属しないあらゆる事項は、「狭い帝国議会」の権限に属することになる。これらの定めによって、「広い帝国議会」「狭い帝国議会」「邦議会」の権限配分が実施されていった。以上さまざまな意義を有する「2月勅令」は、その後のオーストリアの議会制・立憲制発展の基礎となるものであった。

しかし、2月勅令で意図されていた憲法は、完全には実現されなかった。「広い帝国議会」については、ハンガリー邦議会がウィーンの「広い帝国議会」に代表を送ることを拒否したので、実際上一度も成立することがなかった。それゆえ、1861年4月に、帝国議会は、実質的に「狭い帝国議会」として発足した。立憲政治の模索は帝国全体の合意を得られないまま始まったのである。

帝国議会は、立憲主義的基本原則につながる活動を行った。帝国議会が決定した憲法的法律の中では、「帝国議会議員、邦議会議員の不可侵性と無答責性に関する1861年の10月3日の法律」がきわだっている。その内容が、後に1867年の「帝国代議制度に関する改正基本法」に入っていくことになる。さらに、1862年10月27日の「人身の自由の保護に関する法律」や、同じく1862年10月27日の「住居権の保護に関する法律」が公布され、ともに、今日に至るまで通用している1867年12月21日の「国家市民の一般的権利に関する国家基本法」の構成部分を成している。また、1862年3月5日の帝国市町村（ゲマインデ）法によって、1849年の暫定市町村法によって認められていた市町村の自治の原則を回復した。この1862年帝国市町村法は、ナチズムを基礎とする1934年憲法に

よってその効力を失うが、後に第二共和制時代の1945年に、若干の修正を伴って復活することになる。

(3) 帝国議会と国家評議会

「帝国議会」は、特権階級の者で構成されていたこともあって、議会(Parlament)のように国民から直接選挙された代議機関というわけではなかったが、議会と同様の機能を果たすこととなる。すなわち、ライヒスラート(Reichsrat)は、今や、従来のような単なる助言・諮問機関としての帝国評議会ではなく、一貫した審議・議決機関としての帝国議会となったのである。1861年の「邦条例」によって、邦議会も審議・議決権を有することとなったので、皇帝は、形式的立法権については(実質的立法権であるところの国王大権は別)、帝国議会と邦議会とに拘束されることとなった。

1851年4月13日の皇帝親書で作られ、1860年3月5日の皇帝親書で強化された「帝国評議会(Reichsrat)」は、1861年2月26日の皇帝勅令でもって解散され、それに代わって、「国家評議会(Staatsrat)」が設立された。内閣以外にさらに諮問機関を持ちたいという考え方によって誕生した「国家評議会」が、今まで帝国評議会が有していたところの助言・諮問機能を有することとなる。帝国評議会に代わるものとして国家評議会を作ったという点に、従来の統治構造に原理的に固持しようとする、とりわけ、あらゆる立憲主義的法治国家体制を無きものにしようという皇帝の意図を明らかに読み取ることができる。

4. 1865年～1867年の「憲法停止」

(1) 憲法停止

1861年の「帝国憲法」は、帝国議会に代表を送ることを拒否し、1848年4月11日当時のハンガリー憲法の完全な復活を渴望するハンガリーを除きほとんどすべての邦にとって、受諾できる解決策を提供した。しかし、皇帝は、一方では、10月親書、その実施としての2月勅令は、帝国全体を通じて適用されるべきであるのに、実際はそのようにはならず、それゆえに、帝国の東側部分(ハンガリー王国諸邦)の代表者との理解の途を探ることが重要であると考え、ま

た他方では、機能的ではない実定憲法、機能的ではない帝国代議制度という手かせ・足かせなしに、ただ君主制的国家法に基づいてのみ事を決することができるようにと、君主的正統性を引き合いに出しながら、1865年9月20日の皇帝親書でもって、1861年2月26日の皇帝親書によって公布されていた「帝国代議制度に関する基本法」（注：1861年の「帝国憲法」全部ではない）を一時的に破棄、いわゆる停止してしまった。かくして、国家レベルにおいては、再び、国家権力とその行使が皇帝に集中することになる。これに反し、邦レベルにおいては、いかなる状況の変更も生じなかった。1861年の邦条例（Landesordnung）は実施され、邦議会（Landtag）が議会活動を展開していた。

(2) 新たな方向をめざして

君主制的統一国家を定める1861年帝国憲法に対するハンガリーの執拗な抵抗に対して、皇帝は、1861年10月21日にハンガリー邦議会を解散させ、ハンガリーには戒厳令が敷かれ、独裁的な全権を授けられた総督が中央政府の代表としてハンガリーを管理するという臨時の例外的措置がとられた。租税不払い運動など事態はますます悪化し、1863年6月25日、ボヘミアからのチェコ代表も、多数派であるドイツ人自由派の親ドイツ的傾向に抗議して、帝国議会をボイコットしていく。その結果、皇帝は、1848年4月11日憲法を今なお拘束力があると考えているハンガリー王国諸邦の代表者たちと憲法問題について交渉することを余儀なくされた。

ハンガリーとの交渉は、事実上一つの成果に達した。すなわち、ハンガリー王国諸邦とオーストリア諸邦との関係は、いわゆる“二重性”の意味において構築されることになった。ハンガリーは、「狭い帝国議会」に代表を送る王国諸邦であるところのオーストリアと、ただ王朝の共通性と両国の権力的地位を維持するために不可欠な一定事項の行政の共通性とによって結ばれ、それを超えては、一定の経済的軍事的法律の内容についての定期的になされる取り決めによってのみ結ばれるべきものとされ、固有の議会と政府を有する一つの独立した国家を形づくるものとされたのである。これら一連のさまざまな出来事が、「1861年2月憲法」に大幅な修正を加えて復活させた「1867年12月憲法」を誕

生させ、これが1867年のオーストリア・ハンガリー二重制的「アウスグライヒ」(和解)の一部をなすことになる。

第3章 オーストリア・ハンガリー二重君主国 (1867年～1918年)

1. 5つの国家基本法

オーストリア帝国は、1867年のハンガリーとのアウスグライヒ(和解)によって多民族問題に配慮しながらも、同時に、「帝国代議制度に関する1861年2月26日の基本法」の改正を含め5つの国家基本法を制定し、本格的立憲主義の方向を目指すことになった。これらの国家基本法は、皇帝の裁可を受け、1867年12月21日に発効した。これがいわゆる「12月憲法」である。1867年憲法(「12月憲法」)は、1つの統一的な憲法的文書ではなく、①「帝国代議制度に関する1861年2月26日の基本法を改正する法律」、②「国民の一般的権利に関する国家基本法」、③「帝国裁判所設置に関する国家基本法」、④「司法権に関する国家基本法」、⑤「統治権および執行権の行使に関する国家基本法」の憲法的法律から成る。今日のオーストリア連邦憲法にも大きな影響を及ぼしている権利・制度が創設されている。

1867年憲法は、1848年、1849年の憲法とは異なり、欽定憲法ではなく、“憲法的法律”という形で議会と皇帝との合意で発効した立憲主義的憲法であった。もっぱら立法権についての規定を有するだけの1861年憲法とも異なり、すべての国家機関、国家機能が規定されることとなった。1867年憲法は、クレムジール憲法草案および1849年の基本権勅令に明らかに依拠して、「国民の一般的権利に関する国家基本法」の中に、基本権カタログを設けた。「司法権に関する国家基本法」や「帝国裁判所設置に関する国家基本法」も、1849年憲法の諸規定を受け継ぎ、司法と行政の分離、裁判官の独立、命令の適法性審査、権限争訟の裁判など、それらをさらに拡大強化するものであった。これに対して、「統治権および執行権の行使に関する国家基本法」は、全く新たに、「官庁は、その職務範囲内において、法律に基づいて命令を発することができる」という定めを置いた。ここに初めて法治国家的適法性の原理(rechtsstaatliches

Legalitätsprinzip) が規範化され、司法権の独立を認められた裁判官によって、命令の適法性審査が行われていく。「帝国裁判所設置に関する国家基本法」も、新たに、政治的権利が侵害された場合の訴願の可能性を認め、基本権が主観的公権として確立されていくことになる。他面、「帝国代議制度に関する基本法を改正する法律」は、新絶対主義時代の1861年憲法（2月勅令）の改正ということもあって、1848年、1849年憲法と比べて反動的な要素を有していた。上院と下院は対等とされたが、下院は国民代表機関ではなく邦代表機関であった。しかし、この下院の邦代表制という反動的要素も、邦議会が下院議員の選出を拒否した場合の下院議員の選出や、会期中に下院議員の議席が消滅した場合の補欠選挙に、例外的に国民の直接選挙が認められるということを通じて、国民選挙制度への基盤が準備されていくこととなった。そして遂に1873年法律で国民選挙制度が導入され、1882年法律（ターフェの改革）、1896年法律（バデーニの改革）で、選挙権を認める前提である財産評価額の引き下げや一般人クーリエ（選挙人団）の導入を経て、1907年法律（ベックの改革）で、24歳以上のすべてのオーストリア男性による普通・平等・直接・秘密選挙により、不十分ながら国民主権が実現した。

帝国議会は、時代を反映して公法と私法との間に労働法・社会法を生み出していく。また、立法権以外に、一定の条約の承認、国家予算の承認、行政機関などに対する財務会計責任免除の承認など、執行権への関与権や、大臣に対する出席要求権・質問権など、政府に対する政治的監督権を獲得していく。

また、邦の帝国に対する訴え、帝国の邦に対する訴え、邦相互間の訴え、政治的権利が侵害された場合の国民からの訴願を裁判する「帝国裁判所 (Reichsgericht)」, 行政官庁の違法な決定・処分による権利侵害を裁判する「行政裁判所 (Verwaltungsgerichtshof)」, 大臣の憲法違反・法律違反を処罰する「国事裁判所 (Staatsgerichtshof)」が、1867年以降の法治国家的展開の過程で、国家行為の法的統制を強めていく。

他面において、1867年憲法の立憲主義体制は、皇帝・政府と議会との適切な役割分担を前提として成り立つシステムであったが、各民族・各政党のエゴに

よって引き裂かれ、機能的に麻痺するという状況が生じた。こうした議会の機能麻痺に備えての皇帝の緊急勅令権が「帝国代議制度に関する基本法を改正する法律」14条によって認められており、国民の個々の基本権の停止も「国民の一般的権利に関する国家基本法」20条によって可能であった。また自分が気に入らない法律の成立を妨げる皇帝の絶対的拒否権も認められていた。

「帝国代議制度に関する基本法を改正する法律」11条、12条は、従来の憲法とは異なり、帝国議会の権限を制限列举し、明白に帝国議会に留保されていないすべての事項が邦議会の権限事項となり、邦の権限が拡張された。“国における最高位の自治体”というよりはむしろ、不十分ながらも連邦国家的構造を持つ“部分国家 (Teilstaat)”としての様相を呈した。しかし、1873年の、帝国議会下院議員の国民選挙制の導入により、帝国の立法権への関与は認められなくなった。

新絶対主義時代の1855年に締結された政教条約は、国家的権限を教会に譲渡することを認めていたがゆえに、1867年憲法の立憲主義の概念、基本権カタログの個々の規定と両立しないものであったので、「1868年5月法」と「1874年5月法」によって政教条約を改め、立法権と執行権（行政権と司法権）の国家への回復が始まる。

2. オーストリア連邦憲法との関連

1867年の12月憲法と現在のオーストリア連邦憲法との関連を考える。第一に、帝国議会と邦議会との権限配分につき、1867年12月21日の「帝国代議制度に関する基本法を改正する法律」は、1861年2月26日の「帝国代議制度に関する基本法」とは異なり、帝国議会と邦議会との関係を逆転させ、帝国議会の権限を制限列举し（11条）、その他の事項を邦議会の権限事項とした（12条）。このような国と邦との権限配分の手法は、現在のオーストリア連邦憲法にも生かされている。10条、11条、12条で連邦の立法および執行権限を制限列举し、15条において「一般条項」を用いて、州の立法および執行権限を規定している。

第二に、1867年12月21日の「帝国代議制度に関する基本法を改正する法律」

14条は、緊急時において、法律に代わる命令の発布という皇帝の緊急勅令権を認めていたが、現在のオーストリア連邦憲法18条3項～5項において、民主的な形において、連邦大統領の権限として生まれ変わっている。

第三に、1867年12月21日の「帝国代議制度に関する基本法を改正する法律」に、徐々にいくつかの改正を加え、帝国議会下院選挙につき、以前のクーリエ（選挙人団）による階級選挙を廃止し、24歳以上のすべての男子オーストリア国民による「普通」「平等」「直接」「秘密」選挙が実現されていった。そしてついに、1918年に、比例代表選挙、女性参政権が実現し、現在のオーストリア連邦憲法26条1項において、国民議会の選挙につき、18歳以上のすべての男女の平等・直接・秘密・比例選挙が認められている。

第四に、「統治権および執行権の行使に関する国家基本法」2条によると、皇帝は、統治権を主務大臣およびこれに従属する官吏によって行使する。また、9条によって、大臣は、その職務上の活動範囲に属するあらゆる統治行為の合憲性および合法性について責任を負う。このような大臣の責任は、「帝国議会に代表を送る諸王国諸邦の大臣の責任に関する法律」に従い、帝国議会の国事裁判所（Staatgerichtshof）に対する訴えによって追求された。しかし、内閣および大臣に対する不信任決議の制度は存在しなかった。これに反し、現在のオーストリア連邦憲法74条1項によって、国民議会による連邦政府およびその構成員の解職制度が採用されている。

第五に、裁判所は、「司法権に関する国家基本法」7条によって、命令の適法性について、法律の定める手続に従って決定する権限を有していた。いわゆる命令の司法的コントロールである。しかし、7条は、いったん公布された法律の有効性についての審査権限を裁判所に認めていなかった。これに対し、現在のオーストリア連邦憲法89条1項は、別段の定めがない限り、命令だけでなく法律についても、その効力を審査する権限を裁判所に認めていない。しかし、89条2項において、「裁判所は、法律違反を理由として命令の適用に疑いありと認めるときは、この命令の廃止を憲法裁判所に提議しなければならない。最高裁判所または第二審判決の権限を有する裁判所は、憲法違反を理由として法

律の適用に疑いありと認めるときは、法律の廃止を憲法裁判所に提議しなければならない。」と憲法裁判所について定める。

第六に、「国民の一般的権利に関する国家基本法」は、自由権的基本権を中心とする規定であるが、オーストリア連邦憲法149条1項により、一部の規定を除き、現在のオーストリア連邦憲法を構成している。

3. 大日本帝国憲法（明治憲法）との比較

小塩 節『モーツァルトへの旅』、光文社、2006年、160頁に、次のように記されている。「……1873年、岩倉使節団がウィーンを訪問。このときから日本の近代化に対するウィーンの貢献が始まる。とくには憲法と行政法である。普通一般には伊藤博文がプロイセン・ドイツから憲法制度を学んだと言われているけれども、たしかにベルリンの鉄血宰相ビスマルクから実践面での重要な示唆を受けた。だが、教えられたのは、ビスマルクにすすめられて詣でたウィーン大学教授ローレンツ・フォン・シュタインからであって、シュタインのもとには伊藤博文や川島醇らが入門し、親密な師弟関係を結んだ。明治政府には「シュタイン詣で」ということばまで定着していた。」

わが国の大日本帝国憲法（明治憲法）にもその影響を読み取ることができると考えられるので、「1867年憲法（上述1.の5つの国家基本法）」と「日本の1889年大日本帝国憲法（明治憲法）」を対比する。

(1) 「統治権および執行権の行使に関する国家基本法」関連

① 皇帝の地位

皇帝は、神聖・不可侵・無答責である（1条）。明治憲法も、同様に、天皇は神聖・不可侵と定める（明治憲法3条）。

② 大臣責任制

皇帝は、統治権を、主務大臣およびこれに従属する官吏を通じて行使する（2条）。大臣は、その職務上の活動範囲に属するあらゆる統治行為の合憲性および合法性について責任を負う（9条）。明治憲法も、国

務各大臣の輔弼制とその責任を定める（明治憲法55条1項）。

③ 大臣任免権

皇帝は、法律に別段の定めがない限り、大臣の任免権を有する（3条）。明治憲法も、同様の規定を置く（明治憲法10条）。

④ 称号の授与

皇帝は称号を授与する（4条）。明治憲法も、同様に、爵位・勲章その他の栄典の授与を規定する（明治憲法15条）。

⑤ 軍隊の総帥権、宣戦講和

皇帝は、軍隊を統帥し、宣戦講和の権限を有する（5条）。明治憲法も、同様の規定を置く（明治憲法11条、13条）。

⑥ 条約の締結

条約の締結権は皇帝に属した。ただし、帝国ないしその一部に不利益を与え、また個々の市民に義務を課すところの条約については、帝国議会の審議・承認を必要とした（6条）。明治憲法では、諸般の条約の締結権は、皇帝に専属した（明治憲法13条）。

⑦ 鑄貨権

貨幣制度についての定めは、帝国議会の権限であった（「帝国代議制度に関する基本法を改正する法律」11条d参照）が、鑄貨権は皇帝の名の下に行使された（「統治権および執行権の行使に関する国家基本法」7条）。明治憲法には、このような規定は存在しない。

⑧ 法律の公布

法律の公布は、議会の協賛を得て、主務大臣の副署のもと、皇帝の名で行われる（10条）。明治憲法も、同様の規定を置く（明治憲法5条、37条、55条2項）。

⑨ 命令の発布

官庁は、その職務範囲内において、法律に基づき、命令を発することができる（11条）。明治憲法には、これに類する規定がない。

⑩ 公務員の法律遵守義務

すべて官吏は、国家基本法を遵守し、帝国および邦の法律の執行につき、責任を負う。その責任追求は、関連行政機関の懲戒権によって行われる（12条）。明治憲法には、これに類する規定がない。

⑪ 基本法遵守の宣誓

皇帝およびすべての行政機関は、基本法を遵守することを宣誓する（皇帝につき8条、行政機関につき13条）。明治憲法には、これに類する規定がない。

(2) 「帝国代議制度に関する基本法を改正する法律」関連

① 二院制

帝国議会は、上院と下院の両議院で構成される（1条）。明治憲法も、同様に、二院制を採用する（明治憲法33条）。両憲法とも、上院を先に挙げている。

② 両院議員兼職の禁止

何人も、同時に両議院の議員たることはできない（1条）。1907年1月26日の法律によって、兼職可能だが上院議員としての資格停止というように、一部修正された。明治憲法も、両院議員兼職の禁止の規定を置く（明治憲法36条）。

③ 上院議員

上院議員は、皇族、貴族、聖職者、勅選議員からなる（2条、3条、4条、5条）。1907年の改正で、勅選議員の数が、最少150名、最大170名に定められた。明治憲法も、上院議員につき、聖職者を除くが同様の規定を置く（明治憲法34条）。

④ 下院議員

下院議員は、当初は、それぞれの邦議会在選挙によって、各邦に配分された数の議員、邦議会全体では合計203名を帝国議会に送り出していた。また、邦議会が代表を送ることを拒否した場合には例外的に、皇帝が、下院議員の国民選挙を命ずることができた。1873年、1882年、1896

年、1907年の法律によって、国民選挙制が採用されるとともに下院議員数が増加した（6条，7条）。明治憲法も、下院議員の公選規定を有する（明治憲法35条）。

⑤ 上院議長・副議長，下院議長・副議長，その他の役員

上院議長・副議長については、皇帝が、上院議員の中から任命し、下院議長・副議長については、下院が、下院議員の中から選ぶ。各院の議長・副議長以外の役員については、各院が選ぶ（9条）。明治憲法には、この種の規定はない。

⑥ 帝国議会の召集

皇帝は、帝国議會を、毎年、できれば冬季に召集する（10条）。明治憲法にも、天皇の毎年の帝国議會召集権の規定がある（明治憲法7条，41条）。

⑦ 帝国議会の権限

11条に14項目にわたり、帝国議会の権限が制限列举されている。それ以外の事項については、邦議会の権限に属する。1861年法を改正した1867年法によって、帝国議會（国）と邦議會（邦）との権限を逆転させた（11条，12条）。明治憲法には、国と地方との権限配分規定は存在しない。

⑧ 法律の発案

法律の発案権は、政府および帝国議會に属する。もともと、13条1項は、政府発案が主で、帝国議會発案が従のような文言を置いている。明治憲法も同様の規定を置く。明治憲法の文言においても、政府提出を先に掲げている（明治憲法38条）。

⑨ 法律案の議決

法律の成立には、帝国議會両院の一致の議決と皇帝の裁可が必要である（13条2項）。明治憲法も同様の規定を置く（明治憲法6条，33条，37条）。財政法案において個々の金額につき両院の一致の議決が得られない場合は、より少ない金額で承認されたものとされた。下院優位の考

え方は示されていない（「帝国代議制度に関する基本法を改正する法律」13条3項）。

⑩ 緊急勅令権

皇帝は、全内閣の責任の下、緊急勅令を発することができる（14条）。明治憲法も同様の規定を置く（明治憲法8条）。

⑪ 定足数，表決

帝国議会は、下院につき100人以上、上院につき40人以上の出席で、原則として出席議員の過半数で議決する。ただし、5つの国家基本法については、3分の2以上が必要である（15条）。明治憲法も、定足数、表決についての規定が存在する（明治憲法46条，47条）。

⑫ 命令委任の禁止

下院議員は、選挙人の指示に拘束されない（16条1項）。明治憲法には、この種の規定は存在しない。

⑬ 帝国議会議員の発言・表決の無答責

ただし、所属議院から責任を追及されることはありえる（16条2項）。明治憲法にも、帝国議会議員の発言・表決の無答責の規定が存在する（明治憲法52条）。

⑭ 帝国議会議員の不逮捕特権

帝国議会議員は、会期中、現行犯の場合、所属する院の許諾がある場合を除き、逮捕されない（16条3項）。明治憲法は、さらに内乱外患に関する罪の場合も除外している（明治憲法53条）。また、逮捕された議員については、議院の要求があれば、会期中釈放しなければならない（「帝国代議制度に関する基本法」16条4項）。

⑮ 代理表決の禁止

17条。明治憲法には規定は無い。

⑯ 下院議員の任期

下院議員が邦議会から送られていたときは、新たな邦議会の召集によって任期が終了するとされていたが、1873年に国民選挙制度が導入さ

オーストリア立憲主義の展開

れた後は、6年の任期となった(1873年4月2日の改正法)。明治憲法においては、下院議員の任期についての定めがなく、選挙法に委ねている(明治憲法35条)。

⑰ 帝国議会の停会、解散

帝国議会の停会および下院の解散は、皇帝の権限である(19条)。明治憲法にも同様の規定がある(明治憲法7条)。

⑱ 大臣の議院出席・発言の権利と義務

20条、21条。明治憲法においては、大臣の権利としてであり、義務としては規定されていない(明治憲法54条)。

⑲ 会議の公開

ただし、議長または10人以上の議員の要求で議院が決議すれば秘密会を開くことができる(23条)。明治憲法においては、政府の要求がある場合も秘密会を開くことができるとされていた(明治憲法48条)。

⑳ 議院規則

帝国議会両院についての定めは、さらに、帝国議会議院規則に関する法律に委ねられており(24条)、これに基づき各院が自律的な議院規則を制定することができた。明治憲法も、各議院に議院規則の制定権を認めている(明治憲法51条)。

(3) 「帝国裁判所設置に関する国家基本法」関連

① 帝国裁判所の設置

機関相互の権限争い、および公法上の争訟事項について裁定するため、帝国裁判所が設置される(1条)。

② 機関相互の権限争い、公法上の争訟事項

機関相互の権限争いについては、2条が、司法官庁と行政官庁との権限争いなど3項目挙げている。また、公法上の争訟事項については、3条が、憲法上保障された政治的権利の侵害に対する国民の訴願など2項目挙げている。

③ 帝国裁判所の組織・構成

5条参照。帝国裁判所の組織、手続、判決・処分の執行についてのさらに詳細な定めについては、特別法に委ねられている（6条）。明治憲法には、帝国裁判所（＝憲法裁判所）についての規定が存在しない。

(4) 「司法権に関する国家基本法」関連

① 司法権の帰属

すべて司法権は、皇帝の名の下に行使され、判決は皇帝の名の下に言い渡される（1条）。明治憲法も、同様に、天皇の名において行われた（明治憲法57条1項）。

② 裁判所の組織・権限

裁判所の組織・権限は、法律によって定められる（2条）。明治憲法も同様の規定を置く（明治憲法57条2項）。

③ 軍事裁判所

軍事裁判所の管轄事項は、別に法律に定めるところによる（3条）。明治憲法も、特別裁判所について、同様の規定を置く（明治憲法60条）。

④ 裁判官の任命

裁判官は、皇帝によって、終身官として任命される（5条）。明治憲法においても、裁判官は、法律に定めた資格を有する者から天皇によって任命されていた（明治憲法58条1項）。

⑤ 司法権の独立

裁判官の職務行使の独立性を定める（6条）。明治憲法も同様の趣旨の規定を置く（明治憲法58条2項）。

⑥ 法律および命令の効力

裁判所は、正当に公布された法律の効力を審査しない。しかし、命令の効力についての審査権は有する（7条）。明治憲法には、この種の規定が存在しないが、同様に解されていた。

⑦ 裁判官の基本法遵守の宣誓

すべて裁判官は、国家基本法の遵守を宣誓しなければならない（8条）。明治憲法に明文規定は存在しない。

⑧ 裁判官の違法行為

裁判官がその職務活動を行うに際し職務義務に違反して当事者に引き起こした損害に対して、別に法律の定めるところにより、国または裁判官は訴えの手段によって責任を問われる（9条）。明治憲法には、この種の規定が存在しない。

⑨ 口頭・公開主義

裁判所の審理は、民事・刑事事件につき、法律で別段の定めをしない限り、口頭かつ公開である。また、刑事手続は弾劾主義による（10条）。明治憲法も、原則的公開主義についての規定を置く（明治憲法59条）。

⑩ 陪審裁判

重大犯罪、政治犯罪、出版犯罪につき、陪審裁判が認められる（11条）。明治憲法にはこの種の規定はない。

⑪ 恩赦

皇帝は、恩赦を決定する権限を有する（12条）。明治憲法においても、天皇は恩赦を命ずることができた（明治憲法16条）。

⑫ 司法権と行政権の分離

司法権は、すべての審級において、行政権と分離される（14条）。明治憲法においても、天皇が統治権（立法権、行政権、司法権）を総攬していた（明治憲法4条）が、形式的には三権が分離していた。

⑬ 行政裁判所

行政官庁の決定または処分によって権利を侵害されたと主張する者は誰でも、行政裁判所に訴えを提起し、口頭公開手続での審理を求めることができる（15条2項）。行政裁判所の管轄事項、組織、手続については、別に法律で定められる（15条3項）。明治憲法も、行政裁判所の設置を認めている（明治憲法61条）。

(5) 「国民の一般的権利に関する国家基本法」関連

① オーストリア公民権

1条。明治憲法も、第2章「臣民権利義務」の冒頭に、日本臣民の要件につき法律主義を定める（明治憲法18条）。

② 法の前平等

2条。明治憲法は、一般的に法の前平等を規定せず、次の③で述べるように、公務就任につき個別に定めている。

③ 平等に公務に就く権利

3条。明治憲法にも同様の規定が存在する（明治憲法19条）。

④ 移転および外国移住の自由

4条。明治憲法は、移転の自由を認めているが、外国移住の自由の明文がない（明治憲法22条）。

⑤ 所有権の不可侵、公用収用

5条。明治憲法にも同様の規定が存在する（明治憲法27条）。

⑥ 居住・不動産取得処分・営業の自由、その特則

6条。明治憲法は、居住の自由の規定を有する（明治憲法22条）が、不動産取得処分・営業の自由、その特則の明文規定がない。

⑦ 隷属関係の禁止

7条。明治憲法に規定はない。

⑧ 人身の自由

8条。明治憲法23条参照。

⑨ 住居権

9条。明治憲法25条参照。

⑩ 信書の秘密、差押え、電気通信の秘密

10条、10a条。電気通信の秘密（10a条）は、1973年11月19日の法律で追加された。「電気通信の秘密は、これを侵してはならない（1項）。前項の規定の例外は、現行法律に従って発せられた裁判官の命令に基づく場合のみ、認められる（2項）。」明治憲法26条参照。

- ⑪ 請願権
11条。明治憲法30条参照。
- ⑫ 集会・結社の自由
12条。明治憲法29条参照。
- ⑬ 表現の自由，出版の自由
13条。明治憲法29条参照。
- ⑭ 信仰および良心の自由，宗教団体の自由，宗教的行為と私住所自由の原則
14条，15条，16条。明治憲法28条参照。
- ⑮ 学問の自由，教育をする自由，芸術の自由
17条，17a条。芸術の自由（17a条）は，1982年5月12日の法律で追加された。「芸術上の創造，芸術の伝達および芸術の教授は，自由である。」明治憲法に規定はない。
- ⑯ 職業選択の自由
18条。明治憲法に規定はない。
- ⑰ 民族の平等，言語の自由
19条。明治憲法に規定はない。
- ⑱ 権利・自由の一時的・場所的停止
20条。この種の戒厳令の布告は，明治憲法においても認められていた（明治憲法31条）。

4. 1867年憲法から1920年連邦憲法へ

1867年憲法は，一方では，クレムジール憲法草案，1849年憲法，1861年憲法の立憲主義的要素を引き継ぎながら，他方，それら各憲法の不備を補うかのように，国民主権原理，および憲法裁判所，行政裁判所による国家行為の法的統制という法治国家原理を拡張充実させていくことになる。ハプスブルク帝国が崩壊し，以前の「オーストリア・ハンガリー二重君主国」に代わる1918年11月12日の「ドイツ系オーストリア共和国」という新国家の誕生（国家としての非

連続性)にもかかわらず、法秩序に関する限り、オーストリア法の継受が行われた(実質的連続性)。「国民の一般的権利に関する国家基本法」は当時なお通用し、「司法権に関する国家基本法」は1918年の同名の法律に取って代わられたが、非本質的な部分について改正ないし補完されたのみで、大部分1867年法が維持された。同様のことは、「帝国裁判所設置に関する国家基本法」についても妥当する。法秩序ばかりではなく、「行政裁判所」、「帝国裁判所」(「憲法裁判所」として)、「帝国最高検査院」(「会計検査院」として)など、法を適用ないし執行する国家機関についても、大部分継受が行われた。1918年10月30日のドイツ系オーストリア仮国民議会決議により共和国においても妥当するとされた帝国および邦の法律・命令は、さらに、1920年の憲法経過法1条によって、1920年連邦憲法と矛盾しない限り継受されていく。

第4章 オーストリア1920年連邦憲法

1. 1920年連邦憲法成立史

1919年から1920年にかけて、当時の三大政党であるキリスト教社会党、社会民主党、大ドイツ人党のそれぞれが、またチロール州議会が、憲法草案を作り上げていくことになる。ケルゼンも、その憲法草案において、国と州との間の議論、さらに諸政党諸政派間の議論の成果を考慮し、彼の草案活動の最初から憲法制定国民議会の終結に至るまで、論議の対象となった内容の調整に心を配っていた。この永続的な編集者としての面倒みの良さが、最終的には、ザルツブルクとリンツの2つの州会議において、諸州はケルゼンが編集した草案を使用したばかりではなく、社会民主党やキリスト教社会党の党草案も、その核心部分において、ケルゼンの草案を出発点とすることにつながっていた。ケルゼンが、諸政党公認の専門家的仲介人としての役割を引き受け、憲法小委員会の枠内においてではあるが熱烈な立法者活動を展開したということは注目に値する。

同時にまた、1920年のオーストリア連邦憲法の成立史は、「専門家」としての活動能力の限界を示している。ケルゼンが、彼の法理論的認識に従って、

個々の定式化に成功したことは疑いがないにしても、連邦憲法の成立は、理論的事象というよりもはるかに政治的事象であった。この政治的事象の立役者こそ、諸政党および諸州の代表者たちであった。それゆえに、ケルゼンが、「クレムジール憲法と1920年連邦憲法との間に、思いがけない（意図的にしたものではない）(unbeabsichtigt) 類似性 (Ähnlichkeiten) が存する」と感動の言葉を発したのも理解できる。そこで次に、ケルゼンのこの言葉の真意に迫るためにも、クレムジール憲法と1920年連邦憲法とを対比する。

2. クレムジール憲法草案（1848年～1849年）と1920年連邦憲法の比較

1920年の連邦憲法は、1925年と1929年に改正がなされたが今日のオーストリア連邦憲法の基礎をなしている。1920年連邦憲法制定に際して、ケルゼンが6つの草案を作り、諸州および諸政党諸政派の論争が繰り広げられることとなる。そのケルゼンが、クレムジール憲法草案（以下、「ク憲」と記載）と1920年連邦憲法（以下、「連憲」と記載）との間には、“思いがけない（意図的にしたものではない）(unbeabsichtigt) 類似性 (Ähnlichkeiten) が存する”と指摘する。そこで、次に、(1) クレムジール憲法と1920年連邦憲法との一致ないし類似事項、(2) クレムジール憲法では「皇帝」ないし「君主」の権限であったものが、1920年連邦憲法では「大統領」または「連邦首相」の権限へと置き代わっている事項、(3) クレムジール憲法には規定されていなかったが、1920年連邦憲法で規定されている事項、(4) その他異なって規定している重要事項、に分けて概観する。

(1) クレムジール憲法と1920年連邦憲法との一致ないし類似事項

国民主権主義と連邦制に起因する一致ないし類似点も多く見られる。これ以外にも、驚くべきほどの一致ないし類似点を見出しうる。以下、列挙する。

- ① それぞれ国家の基本的政治形態として、立憲主義的君主制、民主主義的共和制を採ることを宣言する（ク憲1条、連憲1条）。同時に、1条（クレムジール憲法については、基本権規定1条）で、国民主権主義を

宣言する。

- ② 帝国ないし国を構成する邦ないし州を明示する（ク憲2条・4条，連憲2条）。これらの邦ないし州は，自立性ないし独立性を認められる（ク憲5条，連憲2条）。
- ③ すべての国民は，法の前に平等であり，身分に基づく特権は認められない（ク憲基本権規定1条，連憲7条）。
- ④ ドイツ語以外の言語も国家によって保障される（ク憲基本権規定19条，連憲8条）。
- ⑤ すべて統治権ないし国家行政は，憲法（ク憲33条，連憲140条・142条）ないし法律（連憲18条）に基づいてのみ行使されうる。
- ⑥ 帝国議会議員（庶民院議員，地方院議員）の免責特権（ク憲81条）・不逮捕特権（ク憲82条），国民議会議員・連邦参議院議員の免責特権・不逮捕特権（連憲57条・58条）。
- ⑦ 両議院の議員の兼職の禁止（ク憲80条，連憲59条）。
- ⑧ 軍事裁判所ないし軍法会議は，戦時のほか，廃止される（ク憲基本権規定26条，連憲84条）。
- ⑨ 死刑は，廃止される（ク憲4条，連憲85条）。
- ⑩ 裁判官の身分保障，裁判官ないし司法権の独立（ク憲39条・135条，連憲87条）。
- ⑪ 法律で定める裁判官の裁判を受ける権利の保障（ク憲基本権規定2条，連憲83条）。
- ⑫ 判決裁判所における民事および刑事事件の手続は，公開かつ口頭で行われ，刑事手続は，弾劾（訴追）訴訟による（ク憲基本権規定3条，連憲90条）。
- ⑬ 重罪・政治犯などについての陪審裁判の実施（ク憲3条，連憲91条）。
- ⑭ 司法と行政は分離され，お互いに独立である（ク憲137条，連憲94条）。
- ⑮ 邦議会ないし州議会による邦憲法ないし州憲法の制定（ク憲111条，連憲99条）。

- ⑯ 帝国最高裁判所（＝憲法裁判所）の権限としての「権限争議の裁判」（ク憲140条，連憲138条）。
- ⑰ クレムジール憲法では，憲法改正を行うに際し，帝国議會を解散し，新たな帝国議會を召集する。両院それぞれの構成員の4分の3以上の議員が出席し，その出席者の3分の2以上の議員の賛成を必要とする（ク憲158条・159条）。連邦憲法では，最終的には，全連邦国民の投票（国民投票）にかけられ，有効投票の絶対多数で決せられる（連憲44条・45条）。ともに，憲法改正には，できうる限り主権者である国民の最終的意思を考慮しようと努めている。
- ⑱ 帝国議會議員（庶民院議員，地方院議員）の自由委任（ク憲75条），国民議會議員・連邦参議院議員の自由委任（連憲56条）。
- ⑲ 庶民院（下院，第一院）のみによる国家予算の議決（ク憲142条），国民議會（第一院）のみによる連邦財政法律の議決（連憲51条）。
- ⑳ 邦議會議員選挙に関して，その選挙権および被選挙権の要件を，帝国議會議員選挙法よりも厳格に定めてはならない（ク憲112条）。州議會議員選挙法は，その選挙権および被選挙権の要件を，国民議會の選挙についての連邦法よりも厳格に定めてはならない（連憲95条）。
- ㉑ 市町村の利害に関わるあらゆる事項の自己決定権・自己行政権（ク憲130条・131条，ク憲基本権規定23条，連憲118条・120条）。
- ㉒ 官吏の職務行為による基本権侵害と民刑事責任（国家による損害補償・賠償と官吏の刑事訴追・刑事責任）（ク憲138条・140条）。官公吏の職務行為による国および公共団体の損害賠償責任（連憲23条），官公吏の刑事責任（連憲143条）。
- ㉓ ウィーンは帝国首都であり，中央政府および帝国議會の所在地である（ク憲155条）。ウィーンは連邦首都であり，連邦最高諸機関の所在地である（連憲5条）。
- ㉔ 邦議會による地方院議員の選挙（ク憲99条）。州議會による連邦参議院議員の選挙（連憲35条）。ただし，ク憲では，各邦6人の代表者に対

して、連憲では、州の公民数に比例して代表者を送る。

- ②⑤ 帝国議会による条約承認（ク憲48条）、国民議会による条約承認（連憲50条）。
- ②⑥ 帝国最高裁判所（＝憲法裁判所）の権限としての大臣・総督・地方長官（邦知事）に対する公訴の裁判（ク憲140条）。憲法裁判所の権限としての連邦大統領・連邦大臣・州知事などに対する公訴の裁判（連憲142条）。
- ②⑦ 帝国最高裁判所（＝憲法裁判所）による行政処分の違憲性の審査（ク憲138条・140条）〔この点、学説上争いがあるが、ヴァルターなど肯定〕。憲法裁判所による行政処分の違憲性の審査（連憲144条）。

- (2) クレムジール憲法では「皇帝」ないし「君主」の権限であったものが、1920年連邦憲法では「大統領」または「連邦首相」の権限へと置き代わっている事項

（1920年連邦憲法では、国家元首としての「大統領」は連邦総会（Bundesversammlung）によって選ばれ、「連邦首相」は国民議会（Nationalrat）によって選ばれるものとされている。連憲60条・70条）

- ① 皇帝による大臣・官吏の任免（ク憲45条）、帝国法律の裁可・公布（ク憲46条）、条約締結（ク憲47条）、恩赦（ク憲52条）、ただし、大臣に対する恩赦については、訴追した院の要求が必要（ク憲70条）、栄典の授与（ク憲53条）⇔大統領による連邦官吏およびその他の連邦役員の任命（連憲65条）、条約締結（連憲65条）、恩赦（連憲65条）、ただし、裁判上の可罰行為に対する恩赦は連邦法律により行われる（連憲93条）、連邦大統領による連邦法律の公証（連憲43条）、連邦首相による連邦法律の公布（連憲49条）。大統領による連邦首相その他の連邦政府構成員の任命（1920年連邦憲法には存在しないが、1929年の改正によって規定、連憲70条）。
- ② 皇帝の統治行為に対する大臣の助言副署（ク憲38条・44条）、大臣の

オーストリア立憲主義の展開

帝国議会に対する責任（ク憲44条），皇帝の無答責（ク憲42条）⇔連邦大統領のすべての行為に対する連邦政府または連邦大臣による提議・副署（連憲67条），連邦大統領の連邦総会に対する責任（連憲68条）。

- ③ 皇帝の帝国議会解散権（ク憲49条）⇔大統領の国民議会解散権（1920年連邦憲法では、「国民議会は法律によって解散しうる」と規定されていたが，1929年の改正によって修正，連憲29条）。
 - ④ 皇帝の邦議会解散権（ク憲120条）⇔大統領の州議会解散権，ただし，連邦政府の提議，連邦参議院の同意が必要（連憲100条）。
 - ⑤ 憲法裁判所の裁判官については，長官および半数の裁判官につき皇帝が任命，副長官および残り半数の裁判官につき地方院が選出（ク憲139条）⇔長官・副長官および半数の裁判官については連邦大統領が任命（ただし，連邦政府の提議），残り半数の裁判官についても連邦大統領が任命（ただし，その半数につき国民議会の提議，残り半数につき連邦参議院の提議）（1920年連邦憲法では，「長官・副長官および半数の裁判官については，国民議会によって選出され，残り半数の裁判官については，連邦参議院が選出する」と規定されていたが，1929年の改正によって修正，連憲147条）。
 - ⑥ 皇帝の憲法および法律遵守の宣誓（ク憲43条）⇔連邦大統領の憲法および法律遵守の宣誓（連憲62条）。
 - ⑦ 皇帝による裁判官の任命（ク憲39条・132条），帝国最高裁判所による裁判官の罷免（ク憲140条）⇔連邦大統領による裁判官の任命，ただし，連邦政府の申し出に従う（連憲86条），裁判所の判決による裁判官の罷免（連憲88条）。
- (3) クレムジール憲法には規定されていなかったが，1920年連邦憲法で規定されている事項
- ① 会計検査院は存在せず（ク憲147条参照）⇔会計検査院による財務執行状況の検査（連憲121条）。

- ② 行政裁判所は存在せず（ク憲134条参照）⇔行政裁判所による行政統制（連憲129条）。
 - ③ 規定なし（ク憲）⇔法律の根拠に基づく行政，法律の根拠に基づく命令（1920年連邦憲法では，「法律の範囲内での命令」と規定されていたが，1925年の改正によって修正（連憲18条）），緊急命令（1920年憲法では，規定されていなかったが，1925年の改正によって規定，連憲18条）。
 - ④ 帝国最高裁判所（＝憲法裁判所）による帝国法律・邦法律の違憲性の審査なし（ク憲）⇔憲法裁判所による連邦法律・州法律の違憲性の審査（連憲140条）。
 - ⑤ 帝国最高裁判所（＝憲法裁判所）による命令の違法性の審査なし（ク憲）⇔憲法裁判所による命令の違法性の審査（連憲139条）。
 - ⑥ 邦議会議員の免責特権・不逮捕特権の規定なし（ク憲）⇔州議会議員の免責特権・不逮捕特権（連憲96条）。
- (4) その他異なって規定している重要事項
- ① 邦・郡の権限を制限列举（ク憲114条・115条・125条・126条）⇔国の権限を制限列举（連憲10条・15条）。
 - ② 郡議会（郡立法）が市町村事項を定める（ク憲125条）⇔連邦憲法立法と州立法が市町村事項を定める（連憲120条）。この違いは，クレムジュール憲法が民族問題解決のために郡をおいたことによる。
 - ③ 国の公課徴収権（ク憲143条），邦の公課徴収権（ク憲114条），郡の公課徴収権（ク憲127条）⇔国の公課徴収権（連憲3条），州の公課徴収権（1920年連邦憲法では，規定されていなかったが，1925年の改正によって規定，連憲98条），市町村の公課徴収権（連憲118条）。
 - ④ 邦行政については，邦は帝国の一行政区にすぎず，邦行政の長として，皇帝によって任命された帝国官吏としての総督または地方長官（邦知事）が行う（ク憲102条）⇔州行政は，州議会によって選出されるべき州政府によって行われる（連憲101条）。もっとも，州が連邦行政を執行す

る場合には、州知事およびその下に属する州官庁が行う（連憲102条）。その際、州知事は、連邦政府および個々の連邦大臣の指示に拘束される（連憲103条）。

- ⑤ 皇帝による邦法律の裁可（ク憲117条）⇔州憲法の定めに従った公証，州知事による公布（連憲97条）。

3. 1920年連邦憲法と1925年改正および1929年改正

(1) 概 観

オーストリア1920年連邦憲法は、ハプスブルク帝国崩壊後の激動の時代に誕生し、国内情勢・国外情勢の著しい影響の下、当時の人々の“さまざまな思い”を錯綜させながら、その与えられた使命を果たしていくことになる。1918年10月30日の仮国民議会決議により共和国においても妥当するとされた帝国および邦のあらゆる法律・命令は、1920年の憲法経過法1条によって、1920年連邦憲法と矛盾しない限り継受された。1920年憲法は、オーストリア共和国を「連邦国家」として樹立し、立法と行政を連邦と州に分属させ、長年の祈願であったところの連邦の立法に対する州の関与も連邦参議院（Bundesrat）という独自の機関を通じて認められた。さらに同時に、国民議会（Nationalrat）の連邦法律議決に対する連邦参議院の停止的拒否権、それに対する国民議会の固持決議、国民議会の連邦法律議決に対する連邦参議院の絶対的拒否権、州法律に対する連邦政府の停止的拒否権、それに対する州議会の固持決議など、国民議会と連邦参議院、連邦と州の利害を調整する制度も作られていくことになる。これに対し、司法は連邦に専属し、連邦および州の行為の憲法適合性および法律適合性の審査が、憲法裁判所および行政裁判所などの公法裁判所によって行われることになった。ケルゼンは、「1920年憲法は、行政裁判所および憲法裁判所に関する諸規定において最高潮に達している」と感動の言葉を残している。この法的統制を通じて、連邦（Bund）と州（Länder）が一つの連邦国家（Gesamtstaat）に繋ぎとめられることになった。

1920年当初は、「極端な議会主義的共和国」体制が採られており、連邦およ

び州の最上級機関であるそれぞれの議会は国民の普通・平等・秘密・直接選挙によって選ばれ、これらの議会から、連邦大統領、連邦政府、州政府などその他あらゆる機関が派生した。それゆえ、行政が立法と組織的に事項的に結びついた権力結合的体制でもあった。また、連邦の代議機関である国民議会は、連邦軍をも意のままに動かすことができた。国民の意思は上述の代議機関を通じて実現される間接民主制を原則としたが、法律発案などの国民請願、法律議決における国民表決など直接民主制も例外的に採用されている。基本権条項につき、諸政党諸政派間の妥協が成立しなかったゆえに、1867年憲法の基本権と自由権がこの1920年憲法を補完している。

1920年連邦憲法は、その暫定性、断片性ゆえに、さらに多数の憲法律によって「補完」される必要があった。1922年に財政憲法が定められ、その後1925年に、1920年連邦憲法の「拡充・強化」という意味での憲法改正がなされた。さらに、1929年改正は、従来の憲法の基本構造を変えるような「大きな変革」を行う。「議会（特に、国民議会）中心の権力結合的共和国」から「連邦大統領の地位強化による権力分立的共和国」へ、「州代表としての連邦参議院」から「州および職能代表としての連邦参議院」へ、権限の重点が「州」から「連邦」へ、の転換である。そして、この1929年憲法は、ナチズムを基礎とする1934年憲法によって一時失効するが、1945年に復活し、現在も効力を有している。かくして、1920年連邦憲法は、「誕生」→「成長」→「補完」→「変革」→「一時失効」→「復活」という劇的な経過を辿ることになる。

(2) オーストリア法治主義

1920年連邦憲法によって、オーストリアにおける法治主義は拡大強化された。連邦憲法18条1項は、「すべての国家行政は、法律の根拠に基づいてのみ (nur auf Grund der Gesetze) 行われ得る。」と法治主義の原則 (Legalitätsprinzip) を定める。また連邦憲法18条2項により、各行政官庁は、「法律の枠内で (im Rahmen der Gesetze)」(1925年以降は、「法律の根拠に基づいて (auf Grund der Gesetze)」)、自己の権限の範囲内で、命令を発することができることとなった。行政 (Verwaltung) とともに、立法 (Gesetzgebung) もまた、法の拘束に服する

こととなった。単純法律は憲法律に違反することができず、単純憲法律は、憲法の基本原理に違反することができない。ここにいう憲法の基本原理とは、アダモヴィツヒ、ヴァルター、レーナーなど主要学説は、民主制、共和制、連邦国家制、権力分立制、自由主義的法治国家的原理を挙げている。新たに導入された連邦憲法裁判所の法律審査権は、立法機関による憲法の遵守を保障するものとされた（もっとも、連邦憲法には、怠慢な立法機関に活動を強制する規定が存在しなかった）。以上のことを実現担保するべく、第6章「憲法および行政の保障」A行政裁判所（129条～136条）、B憲法裁判所（137条～148条）について、詳細を極めることになった。要点は、次のごとくである。

- ① 連邦または州の行政官庁の違法な決定・処分によって自己の権利を侵害されたと主張する私的当事者だけでなく、州官庁の違法な決定・処分によって連邦の利益が侵害されたと考える連邦（連邦主務大臣）もまた、州官庁の違法な決定・処分に対して、行政裁判所に訴えを提起できることとなった。その際、当該法廷には、訴えを提起された州の利害を考慮して、当該州の司法または行政職出身の裁判官が通常1人帰属しなければならないとされる。
- ② 行政の裁量権の踰越・濫用も違法として、行政裁判所の審査の対象となる。
- ③ 行政裁判所は、事案が自ら判断を下すまでに熟していると考えられる場合には、自ら修正して決定できる。ただし、行政に裁量が認められる場合には、廃止（破棄）判決のみ言い渡す。
- ④ 連邦の行政官庁の違法な決定・処分に対する州の訴権は認められていない。しかし、行政裁判所の副長官および半数の構成員につき、州代表が構成するところの連邦参議院の同意が必要であるとして、行政裁判所の裁判に対して有する州の利害が考慮されている。
- ⑤ 憲法裁判所は、「国事裁判所」(Staatsgerichtshof)としての機能を有し、「連邦および州の最高諸機関に対する公訴」について裁判する。それまでの1867年7月25日の大臣責任法のような悪意または重過失のみでなく、軽

過失も含めすべての有責な法違反が問題とされることになり、さらに、それぞれの有責機関、法違反の態様、提訴機関が細かく法定された。

憲法裁判所の有罪判決により、連邦および州の最高諸機関を構成する者の官職の喪失、情状により、政治的権利の一時的喪失を生ぜしめた。

- ⑥ 憲法裁判所には、国民が連邦または州の行政官庁の決定・処分によって国家基本法上保障された「政治的」権利を侵害された場合のみではなく、広く憲法上保障された権利を侵害された場合に、訴えを提起できることとなった。

憲法裁判所の認容判決は、廃止（破棄）効を生じ、行政官庁は、新たな決定・処分を行う際には、憲法裁判所の法的見解に拘束される。

- ⑦ 憲法裁判所は、新たに、連邦官庁または州官庁の命令の違法性審査権を有することとなった。裁判所、連邦政府、州政府の申立てによるばかりではなく、「憲法裁判所」が「職権によって」行うことも可能であり、ここに、違法な命令をできる限り無くしてしまいたいという連邦憲法の断固たる厳しい態度がよく示されている。
- ⑧ 命令が、すでに違法性とは別の理由によって既に失効していた場合でも、命令の違法性審査が行われ、命令が違法であったことが判決される。
- ⑨ 憲法裁判所は、新たに、連邦法律または州法律の違憲性について審査を行う権限を有することとなった。州法律については連邦政府の申立てに基づいて、連邦法律については州政府の申立てに基づいて、また連邦法律、州法律につき憲法裁判所の職権により、さらに、1929年改正法140条1項により、最高裁判所、行政裁判所の申立てによっても可能であることが追加された。
- ⑩ 憲法裁判所の裁判官の一部は連邦参議院によって選出されることによって州の利益が考慮される反面、他方では、1929年法改正により、連邦政府・州政府の構成員、国民議会・連邦参議院の構成員、その他一般的代議機関の構成員、政党の役職員との兼職禁止を規定することによって、裁判の公平中立性を保障している。

⑪ 憲法裁判所は、連邦法律・州法律の違憲性審査、連邦および州の行政官庁の命令の違法性審査、行政処分の違憲性審査にまで権限を拡張した。この権限拡大によって、オーストリア憲法史上初めて、すべての立法、すべての行政処分が司法のコントロールに服することとなった (Legalitätsprinzip)。さらに、憲法裁判所の判決に念願の“廃止 (破棄) 効 (kassatorische Wirkung)” が与えられた (連邦法律・州法律につき140条3項, 行政官庁の命令につき139条2項, 行政処分につき144条2項)。1867年12月憲法 (「帝国裁判所の設置に関する国家基本法」) においても、また1869年4月18日の「帝国裁判所の組織に関する法律」においても、“廃止 (破棄) 効” を明白に規定していないこともあって、一般に、判決は違憲または違法を宣言するだけの“宣言効” しかないと考えられていた。もっとも、ケルゼンは、当時既に、明らかに法技術的なミスであり、おそらく“廃止 (破棄) 効” は自明のものとして述べられなかったに過ぎないと指摘していたこともあって、1920年連邦憲法では、“廃止 (破棄)” が明文化され、疑義が解消された。

(3) 個人の権利保護の展開

以上の、法律による行政の原理の宣言、事後的救済の拡充に比べ、ほとんど法律規定を欠き整備が遅れていた事前手続としての行政手続だが、1925年の一般行政手続法、行政刑罰法、行政執行法、行政手続法施行法の発効によって、オーストリア行政に十分な法治国家的基礎が与えられた。

さらに、国家賠償制度についても、1920年連邦憲法23条1項は、「連邦・州・市町村行政ないし司法の職に任ずる者は、その職務を執行するに際し、故意または重過失の法違反行為によって他人に与えた損害に対して、責任を負う。連邦・州・市町村も、その任用する者の法違反に対して責任を負う。」と定め、2項で、詳細を連邦法律に委ねていた。その実施法律が長きにわたって制定されてこなかったが、約30年後の1949年になって初めて国家賠償法として制定されることになった。

人権保障についても、1920年当時、諸政党はさまざまな社会政治的立場から、

基本権を新たに規定することに意見が一致しなかった。その代わり、国民の一般的権利に関する1867年の国家基本法、人身の自由保護に関する1862年の法律、家宅権保護に関する1862年の法律など、既存の基本権（連邦憲法149条参照）がオーストリア共和国の法秩序として引き継がれていった。もちろん、国民の一般的権利に関する1867年の国家基本法も決定的な修正を受け、個々の基本権の停止の可能性を認める20条が効力を失った。国民の人権保障と密接な関係を有する連邦大統領の緊急命令権も、1867年法の反省に基づき、連邦政府の発案権、それに対する国民議会主委員会の同意権など、民主的コントロールが加わった。

1920年連邦憲法も、若干の基本権規定を有していたが、その中でも7条の平等原則が極めて大きな実地的意義を得た。その7条は、「すべての連邦公民は、法律の前に平等である。出生・性別・身分・階級および信仰に基づく特権は、これを認めない。」と定める。国民の一般的権利に関する1867年の国家基本法2条で既に「すべての国民は、法律の前に平等である。」と規定されていたが、1920年連邦憲法では差別事由を例示し、より詳細になっている。特に、性別の平等が明確に挙げられていることが強調されねばならない。しかし、この法律規定の明確な法文も、この規定の偏向した解釈によって、何十年間にわたって女性の差別が法的に認められるのを防ぐことができなかった。

1920年連邦憲法、1925年改正、1929年改正は、現代から見ればまだまだ不十分な点も存していたが、オーストリア法治主義は着実な展開を見せてきた。その後のナチズム基礎とする1934年憲法によりこの流れは一時中断するが、1945年には1929年憲法が復活することになる。1934年以降の展開については、今後の検討課題である。

参 考 文 献

- Hans Kelsen, *Österreichisches Staatsrecht*, Scientia-Verlag Aalen, 1981.
 Ernest C. Hellbling, *Österreichische Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte*, Springer-Verlag, 1956.

オーストリア立憲主義の展開

- Ludwig K. Adamovich, *Grundriss des Österreichischen Verfassungsrechts*, Springer-Verlag, 1947.
- Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (Zweite Auflage)*, Springer-Verlag, 1984.
- Wilhelm Brauner, *Österreichische Verfassungsgeschichte (Siebente Auflage)*, Manz-Verlag, 1998.
- Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 1988.
- Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte*, Universitätsverlag Rudolf Trauner, 1992.
- Georg Schmitz, *Die Vorentwürfe Hans Kelsens für die österreichische Bundesverfassung*, Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 1981.
- Wilhelm Brauner, “Zum Wesen der Grundrechte des Kremsierer Verfassungsentwurfs”, *Österreichische Juristen-Zeitung*, 1989.
- Robert Walter, “Waren die Grundrechte des Kremsierer Verfassungsentwurfs bloße Staatszielbestimmungen?”, *Österreichische Juristen-Zeitung*, 1990.
- A. J. P. Taylor, *The Habsburg Monarchy 1809-1918 (New Edition)*, Hamish Hamilton, 1948.
- 高田 敏「オーストリア連邦憲法」, 阿部照哉・畑 博行編『世界の憲法集〔第四版〕』, 有信堂, 2009年。
- 大津留 厚『ハプスブルクの実験』, 中央公論社, 1995年。
- 小塩 節『モーツァルトへの旅』, 光文社, 2006年。
- 丹後杏一『オーストリア近代国家形成史』, 山川出版社, 1999年。
- 南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』, 山川出版社, 1999年。
- 矢田俊隆『ハプスブルク帝国史研究』, 岩波書店, 1977年。
- 『オーストリア現代史の教訓』, 刀水書房, 1995年。
- 良知 力『青きドナウの乱痴気』, 平凡社, 1993年。
- アドルフ・メルケル著, 長尾龍一・新 正幸訳「憲法起草者としてのハンス・ケルゼン」, 鶴飼信成・長尾龍一ほか『ハンス・ケルゼン』, 東京大学出版会, 1974年。
- エーリッヒ・ツェルナー著, リンツビヒラ裕美訳『オーストリア史』, 彩流社, 2000年。
- ステーブン・ベラー著, 坂井榮八郎監訳・川瀬美保訳『フランツ・ヨーゼフとハプスブルク帝国』, 刀水書房, 2001年。
- ハンス・コーン著, 稲野 強・小沢弘明・柴 宣弘・南塚信吾訳『ハプスブルク帝国史入門』, 恒文社, 1982年。
- バーバラ・ジェラヴィッチ, 矢田俊隆訳『近代オーストリアの歴史と文化』, 山川出

版社，1994年。

フォルクマール・ラウバー編，須藤博忠訳『現代オーストリアの政治』，信山社，
1997年。 など